

群馬県障害福祉関係社会福祉施設等施設整備費県費補助金交付要綱

(趣旨)

- 1 県は、障害福祉関係施設の施設整備及び設備整備に対し補助金を予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の対象)

- 2 この補助金は、平成17年10月5日付け厚生労働省社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（以下「国庫基準」という。）等により、社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、NPO法人、営利法人等（以下「社会福祉法人等」という。）が行う次の事業を交付の対象とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第1項に基づく障害福祉サービス事業を行う施設並びに同条第11項に規定する障害者支援施設の整備事業

(交付額等)

- 3 この補助金の交付額の算定は、「国庫基準」によるものとし、交付額は、「国庫基準以内の額」とする。

(交付の条件)

- 4 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
 - (1) 事業に要する経費の配分を変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
ただし、区分間の経費の配分の変更は、承認しないものとする。
 - (2) 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
ア 建物の規模、構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）
イ 建物等の用途
ウ 入所定員又は利用定員
 - (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、

速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(5) 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令 255 号）第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

(6) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(8) 事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければならない。

(9) 社会福祉法人等は、当該補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式 6 により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、知事は報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税にかかる仕入れ控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(10) 補助金の交付決定前に事業に着手（事業を行うために締結する契約を含む。）することはできない。ただし、事業の性質等により知事がやむを得ない事由があると認める場合は、この限りではない。

（申請手続）

5 この補助金の交付の申請は、別紙 1 の様式による申請書を別に知事が定める日までに提出して行うものとする。

（変更申請手続）

6 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、毎年度別に指示する期日までに行うものとする。

(状況報告)

7 施設整備に係る工事に着工したときは、別紙3の様式により工事に着手した日から10日以内に、また、工事の進捗状況については、別紙4の様式により別に指示する期日までに知事に報告するものとする。

7の2 知事は、社会福祉法人等が提出する報告等により、その者の補助事業等が補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、これらに従って当該補助事業等を遂行すべきことを指示することができる。

7の3 知事は、社会福祉法人等が前項の指示に違反したときは、その者に対し、当該補助事業等の遂行の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

8 この補助金の実績報告は、次により行わなければならない。

事業完了後1か月以内(4の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月以内)又は翌年度4月3日のいずれか早い日までに、別紙2による報告書を知事に提出して行わなければならない。なお、事業が翌年度にわたるときは、この補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに、別紙5による報告書を知事に提出して行わなければならない。

(補助金額の確定及び交付)

9 知事は、8による実績報告書を受理した場合は、書類の審査、現地調査等によりその内容を審査し、この補助金の交付決定の内容及び条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、交付するものとする。

(その他)

10 特別の事情により、3、5、6、7及び8に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ知事の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附則

1 この要綱は、平成6年3月9日から施行し、平成5年度の事業から適用する。

2 昭和61年4月1日制定の「障害福祉施設整備事業県費補助金交付要綱」は廃止する。

附則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 5 年度の事業から適用する。

ただし、別表については、平成 1 5 年度の新規事業から適用し、平成 1 4 年度の事業及び平成 1 4 年度からの継続事業については、なお従前の例による。

附則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行し、平成 1 7 年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成 2 0 年 1 月 1 7 日から施行し、平成 1 9 年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成 2 0 年 1 1 月 2 1 日から施行し、平成 2 0 年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成 2 4 年 5 月 3 0 日から施行し、平成 2 4 年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成 2 5 年 7 月 1 0 日から施行し、平成 2 5 年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成 2 5 年 1 0 月 1 日から施行し、平成 2 5 年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成 2 7 年 7 月 2 3 日から施行し、平成 2 7 年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、平成 3 0 年 6 月 1 5 日から施行し、平成 3 0 年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 5 日から施行し、令和 3 年度の事業から適用する。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 2 4 日から施行し、令和 6 年度の事業から運用する。